

企業内最低賃金協定の引き上げが、特定最低賃金を通じて、同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながっている

企業内最低賃金協定

企業内における役割

組合員の 安心・安定を確保

- 賃金の最低規制によって最低生活を保障し、**生活の安心・安定を確保**する。
- 企業内における**賃金制度の底辺**を下支えする。
- 入口賃金を引き上げることで、**企業の魅力**を高める。
- 同一価値労働同一賃金を基本とした**均等・均衡待遇の実現**に寄与する。

企業内最低賃金協定は、特定最低賃金の金額改正・新設の根拠となって、産業内に波及する

特定最低賃金における役割

同じ産業で働く仲間の 賃金の底上げ

- 企業内最低賃金協定が適用される人数が、特定最低賃金の新設や金額改正を行うための要件である「**合意労働者数**」とみなされる。
- 同じ産業で働く仲間の賃金の底上げ**につながる。
- 企業内最低賃金協定のうち**最も低い金額が、特定最低賃金の上限額**になることに注意。

特定最低賃金の決定の流れと企業内最低賃金協定の役割

2~6月

春季生活闘争

企業内最低賃金協定締結、労組機関決議、個人署名

6~7月

申出

要件を満たして、労組が都道府県労働局に手続きを行う

7~8月

必要性審議

地方最低賃金審議会(公労使)

8~10月

金額審議

産業ごとの専門部会(公労使)

11~12月

発効

企業内最低賃金協定は、金額改正・新設の重要な要件
金額改正では適用労働者数の概ね3分の1以上の人数分の企業内最低賃金協定等が必要

10月に
地域別
最低賃金改定

企業内最低賃金協定は、金額審議の重要な参考資料
企業内最低賃金協定の最も低い金額が特定最低賃金額の上限額になる

改定後の地域別最低賃金を相当程度上回る企業内最低賃金協定が必要

地域別最低賃金

<

特定最低賃金

≦

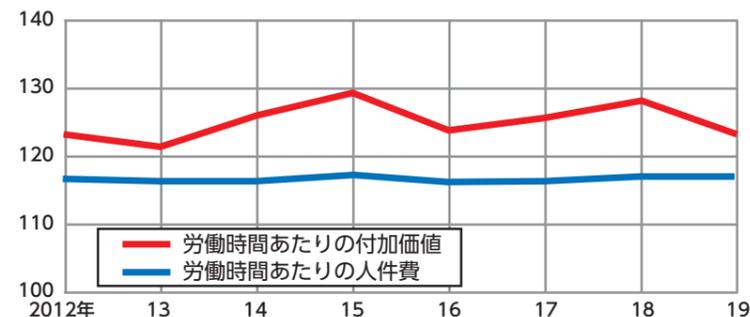
企業内最低賃金協定
(月額÷所定労働時間)

金属産業の「労働の価値」にふさわしい最低賃金をめざす

金属労協の企業内最低賃金の中期的目標 月額177,000円程度(時間額1,100円程度)

- 金属産業の時間あたり付加価値と時間あたり人件費を、産業計と比較してみると、付加価値は、産業計を2割から3割上回る水準で推移しているのに対し、人件費は、産業計を16~17%上回る程度に止まっている。
- 金属産業では、付加価値の高さに見合った人件費水準が確保できていないと言える。

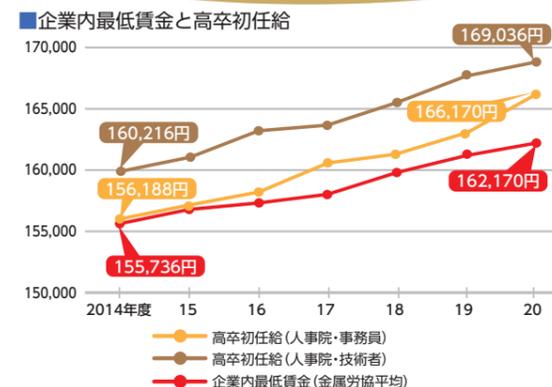
■産業計を100とした場合の金属産業の付加価値と人件費の水準(産業計=100)



(注) 1. 付加価値は名目国内総生産、人件費は名目雇用者報酬。
2. 資料出所：内閣府「国民経済計算」より金属労協政策企画局で作成。

企業内最低賃金協定の水準は 高卒初任給準拠が基本

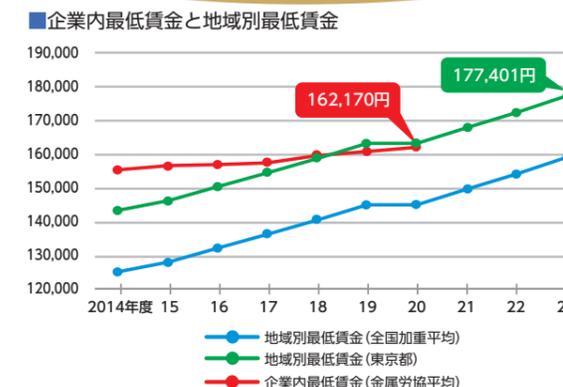
企業内最低賃金と高卒初任給の乖離が拡大している



(注) 高卒初任給は、人事院「職種別民間給与実態調査」。企業内最低賃金は、金属労協全体集計平均。地域別最低賃金の月額換算は月161時間。

企業内最低賃金協定の水準は 地域別最低賃金を上回るべき

企業内最低賃金が東京都の最低賃金を下回ってしまう



地域別最低賃金の今後の見通し

地域別最低賃金の全国加重平均の見通し(月額換算)

※2020年度902円
※2021年度以降は2019年度と同率で引き上げた場合の試算(円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
時間額	902	930	959	988
173H/月	156,046	160,867	165,836	170,959
161H/月	145,222	149,708	154,333	159,101

東京都の地域別最低賃金の見通し(月額換算)

※2020年度1,013円
※2021年度以降は2019年度と同率で引き上げた場合の試算(円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
時間額	1,013	1,042	1,071	1,102
173H/月	175,249	180,231	185,354	190,623
161H/月	163,093	167,729	172,497	177,401

注：173時間＝法定の月所定労働時間、161時間＝金属労協の月所定労働時間の平均